



2011年5月16日

各 位

会社名 株式会社 資 生 堂
代表者名 代表取締役社長 末 川 久 幸
(コード番号 4911 東証第1部)
問合せ先 I R 部 長 宮 坂 明 宏
(TEL.03-3572-5111)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、2011年（平成23年）5月16日開催の取締役会において、当社取締役に対するストック・オプションのための報酬等の決定について、下記のとおり、2011年（平成23年）6月24日開催予定の第111回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. スtock・オプションとして新株予約権を割り当てる理由

当社の役員報酬制度は、社外取締役を委員長とし社外メンバーを加えた役員報酬諮問委員会で設計されており、客観的な視点を取り入れた透明性の高い報酬制度となっています。本制度における役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績目標の達成度や株価によって変動する業績連動報酬によって構成され、平均では、3カ年および各年度の業績目標達成度が100%の場合に基本報酬の比率が40%程度、業績連動報酬の比率が60%程度となるよう設計しています。

業績連動報酬は、毎年の業績に応じて支給される「賞与」、平成20年度からスタートした3カ年計画の目標を基準とし3カ年計画最終年度終了後に目標達成度に応じて支給する「中期インセンティブ型報酬」としての金銭報酬および株主の皆さまとの利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブ型報酬」としての株式報酬型ストック・オプションからなり、当社役員に単年度だけでなく中長期的な視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機づける設計としています。

「長期インセンティブ型報酬」は、金銭による報酬等を支給する代わりに株式を報酬等として取締役に対して支給するため、その手段として新株予約権の行使に際して出資される金銭の額を1円とするストック・オプションとして新株予約権を用いるもので、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させることにより、当社の取締役が、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆さまと共有し業績向上と株価上昇への意欲を高めることを目的に、

本株主総会における第3号議案「取締役8名選任の件」が承認可決された場合の当社の社外取締役3名を除く取締役5名に対してストック・オプション（以下、「本件ストック・オプション」といいます）を付与するものです。

具体的には、平成23年度において、当社の取締役に対して本件ストック・オプションとして割り当てる下記の内容の新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（1,400個以内）を乗じた額に相当する額）を、1億2千万円を上限として設ける旨を、第7号議案「取締役に対する長期インセンティブ型報酬の決定の件」として本株主総会に上程いたします。

当該新株予約権の付与に際しては、新株予約権の公正価額を当該新株予約権の払込金額とし、払込金額相当額の金銭報酬を当社の取締役に支給することとしたうえで、当社の取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺する方法により行う予定です。

なお、社外取締役の報酬等は固定報酬のみの制度としておりますので、社外取締役に対しては、本件ストック・オプションは付与しません。

また、昨年度までは新株予約権の権利行使期間を7年間としておりましたが、本年度に付与する分より、12年間といたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

本株主総会における第3号議案「取締役8名選任の件」の承認可決を条件として、当社の社外取締役3名を除く取締役5名に対して本件ストック・オプションを付与する予定です。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式140,000株を上限とします。

なお、新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、当社普通株式100株とし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式の併合を行う場合等、対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができるものとします。この場合は、新株予約権の目的である株式の数も、同様の調整が行われます。

(3) 新株予約権の総数

1,400個を上限とします。

(4) 新株予約権の発行価額（払込金額）

新株予約権 1 個あたりの発行価額（払込金額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準とし、払込金額相当額の金銭報酬を当社の取締役を支給することとしたうえで、当社の取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その 1 株あたりの価額は 1 円として、これに対象株式数を乗じた金額とします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 26 年 8 月 1 日から平成 38 年 7 月 31 日までとします。

(7) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。
- ② その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めます。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要します。

(9) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(8)の詳細および(1)ないし(8)に記載のない事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定めます。

〔ご参考〕 取締役を兼務しない執行役員に対するストック・オプション

当社の役員報酬制度は、取締役および取締役を兼務しない執行役員を対象としており、当該執行役員に対しても取締役と同様に「長期インセンティブとしてのストック・オプション」を付与します。

当該執行役員に対するストック・オプションについては、本件取締役に対するストック・オプションとは別に、取締役会にて決議する予定であり、その新株予約権の発行規模は、以下のとおりです。

○取締役を兼務しない執行役員 13 名に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（1,100 個以内）を乗じた額に相当する額）を、1 億円を上限とする。

本件取締役に対するストック・オプションおよび取締役を兼務しない執行役員に対するストック・オプションとして割り当てる新株予約権が発行済株式の総数に与える影響は、以下の通り。

		2011 年 3 月 31 日時点の 自己株式を控除した、発行 済株式の総数に対する割合
取締役に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権の目的である株式の総数（上限）	140,000 株	0.03%
取締役を兼務しない執行役員に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権の目的である株式の総数（上限）	110,000 株	0.02%
2011 年 3 月 31 日現在において発行されている新株予約権の目的である株式の総数	1,640,800 株	0.41%
合 計	1,890,800 株	0.46%

以 上